資料 3

# 函館市地域福祉計画の概要

## Ⅰ 函館市地域福祉計画策定の趣旨等

### 1 計画策定の趣旨

計画策定の背景 →
- 社会福祉基礎構造改革と福祉サービス環境の変化
- 社会福祉法の改正の趣旨
- 地域福祉の推進の位置付け

地域福祉計画とは何か →
- 地域福祉の定義
  → 地域福祉はともに支え合う社会づくり
- 地域福祉計画はそのための取組みの指針として策定

### 2 これからの福祉に求められるもの

地域における課題 →
- 急速な少子高齢化の進展や家庭や地域における相互扶助意識の希薄化，さらには虐待や引きこもりなどの新たな社会問題が発生するなかで，社会福祉基礎構造改革による福祉サービス提供体制の見直しにより，福祉サービスは，行政が提供する措置・救済的な制度から，市民自らが自由に選択し，利用するものへと変化
- サービスを必要とする人への適切な情報提供や多方面からの支援をするためには，地域の人々との協力・連携が必要

課題解決に向けて →
- 住民参加の促進や地域で中心的な役割を担う人材の育成，活動を連携させるための情報交換が必要となるが，「福祉」とはいったい何であるかを皆が理解し，地域において，自分は何ができるかを考え，行動を起こす

## Ⅱ 函館市の福祉の現況

### 1 函館市福祉のまちづくり条例の制定

福祉のまちづくりの基本的な考え方
→ すべての市民がその基本的人権を尊重され，地域の中で相互に支え合い，安心して生活するとともに，自らの意思で自由に行動し，広く社会生活に参加できる地域社会の実現

福祉のまちづくりが目指す地域社会
→ ・地域における様々なふれあいを通じ，人が持つ多様な個性を正しく理解し，地域の人の温かい人間関係によって，福祉サービスを必要とする人もしない人も，同じ地域の一員として，安心して暮らすことができるまち
・また，このような地域づくりのため，地域に住む一人ひとりがお互いに関心を持ち，思いやり，そして助け合い，様々な課題の解決に向けて，情報の提供やサービス利用の相談などを気軽にできるよう，行政，地域，住民が協働し，取り組むまち

## Ⅲ 函館市地域福祉計画の基本的な考え方

### 1 地域福祉推進の基本理念

**住民参加** →
- 障害の有無，年齢，性別に関わらず地域社会の一員として，あらゆる分野の活動に参加できる社会を構築するための意識の共有
- 地域福祉推進における住民参加の必要性

**共に生きる社会づくり** →
- 人間の持つ多様性を相互に認め合いながら，地域で住民相互の連携や心のつがなりとそのシステムを構築
- 個人の尊厳や基本的な人権を地域全体で擁護

**男女共同参画** →
- 地域福祉推進の諸活動には，男女が共に日々の暮らしの中で地域の課題に目を向け，社会の対等の立場で意思決定や活動に参画

**福祉文化の創造** →
- 地域住民が自らの生活基盤である地域社会の問題を自らの問題としてとらえ，その解決に主体的に参加
- そのような活動の積み重ねによる個性ある福祉文化の創造

### 2 地域福祉推進の基本的方向

**福祉サービスの適切な利用の促進**

→ 保健・医療・福祉に関するあらゆる相談への対応やサービス内容の周知と身近な場所での情報提供のほか，窓口に出向いて相談できない利用者をはじめ，福祉的な支援を必要とするすべての人が，必要なサービスを確実に利用することができるよう，潜在的なニーズを把握

**社会福祉を目的とする事業の健全な発達**

→ サービスをめぐるトラブルを未然に防ぐシステムや利用者が安心してサービスを選択できる環境づくりと質の高いサービスの安定的な提供のための第三者機関による評価を通じたサービスの質の向上

**地域福祉に関する活動への住民参加の促進**

→ 市民の一人ひとりが地域の課題に目を向けるとともに，自らの課題として受け止め，その解決に取り組むほか，民間活動団体や地域でのボランティア活動，市民の自主的な活動との連携と各種取組みへの支援強化

### 3 地域福祉推進の基本的な方策

地域福祉推進の基本理念や基本的方向を踏まえた，地域福祉推進の具現化のため，市の実情を勘案した，地域における課題解決に向けた６項目の基本的な方策に基づいた各種の取組みを通じ，地域福祉の推進を図ることとする。

① 地域での支援体制の構築
② 住民参加・人材育成の促進
③ 活動団体の連携体制の整備
④ 情報の共有化・ﾈｯﾄﾜｰｸ化の促進
⑤ 活動の場としての地域資源の活用
⑥ 意識の醸成

## ４ 地域福祉計画と福祉のまちづくり条例との関係

地域福祉計画は，福祉のまちづくりを推進するための意識の啓発や行政と市民の役割分担を通じた，地域における具体的な活動を促進するために策定

## ５ 地域福祉計画と既存福祉計画との関係

既存福祉計画 ＝ 各サービスの対象者ごとに区分された福祉施策の具現化という視点で取りまとめた計画

地域福祉計画 ＝ 既存福祉計画を横断した情報提供・総合相談体制の整備，共に支える社会づくりやそのための仕組みづくり

## ６ 地域福祉計画の期間 → 平成16年度から平成20年度までの５年間

# Ⅳ 地域福祉推進の具体的な方策

### □ 各方策推進の方向性 □

１ 地域での支援体制の構築

→ 福祉サービスの対象者も自分たちも同じ地域社会を構成する一員であるという意識を共有し，地域住民や行政，事業者がともに協力・連携するなかで，保健・医療・福祉などのサービスについて，気軽に相談を受け，サービスに関する情報を提供することができるよう，地域での支援体制の整備を進める。

２ 住民参加・人材育成の促進

→ 住民自らも「サービスの担い手」としての意識を高めながら，主体的に活動に参加し，生きがいづくりや交流事業などの充実に努めるほか，活動への参加機会の拡大や場の提供，人材の養成・確保のための事業への参加促進を図る。

３ 活動団体の連携体制の整備

→ 地域福祉推進の大きな役割を担う活動団体やボランティアなどの団体が有する専門的な知識や能力を，地域で共有し，様々な立場から関わることのできる体制の整備を進める。

４ 情報の共有化・ネットワーク化の促進

→ 福祉の実情をよく把握している町会や民生委員・児童委員，社会福祉協議会などがそれぞれに持つ情報の共有化を図ることにより，地域での要援護者への対応などが円滑に進められるよう，情報の共有化・ネットワーク化を促進する。

５ 活動の場としての地域資源の活用

→ 身近な地域での相談や必要な情報の取得，また，サービス内容などの周知や住民同士の交流など，町会館等を活用した活動や地域の人的資源を活かす取組みを促進する。

６ 意識の醸成

→ 社会福祉の意義を市民自らが理解し，責任と自覚を持って参加・支援するとともに，福祉サービスの受け手となる場合にも，必要なサービスを適切に利用していくという意識が求められているため，意識の啓発のための活動の充実を図る。